

大潟村フィールドワーク・交流活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大潟村と連携協定を締結する大学の学生等が、専門性や大学等の特色を活かしたフィールドワーク及び交流活動(以下「活動等」という。)を村内で行うことを支援し、交流人口を拡大させるとともに、村の地域活性化を図るため、大潟村フィールドワーク・交流活動支援事業(以下「補助事業」という。)の実施及び補助金の交付に関し、大潟村補助金交付規則(昭和47年大潟村規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フィールドワーク 本村に一定期間滞在し、本村における地域課題に関する調査、研究及び資料収集を行うものをいう。
- (2) 交流活動 特定の職の経験を積むために、村内の事業所又は組織において一定期間滞在し、就業体験や村民との交流を行うものをいう。
- (3) 学生等 本村と包括連携協定又は連携協力協定を締結する大学に在籍する者又は団体をいう。

(交付対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、前条第3号に規定する学生等であって、次の各号のいずれにも該当する活動等を行うものとする。

- (1) 村の地域活性化につながる事業で2日以上滞在するものであること。
- (2) 宿泊は、村内の宿泊施設又は民泊を利用するものであること。
- (3) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業でないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業でないこと。

(対象とする補助事業及び経費等)

第4条 村の発展や人材育成に寄与し、地域づくり等の推進に資すると認められる事業かつ補助金交付年度内に完了することができる活動等で、次に掲げるものとする。

- (1) 指定課題活動事業 村が指定する課題解決と結びつく活動(以下「1号活動」という。)
 - (2) 提案課題研究事業 地域課題及び行政課題の解決に資する活動であり、学生または指導者が提案するもの(以下「2号活動」という。)
- 2 補助金の対象となる経費等(以下「補助対象経費等」という。)は、別表に掲げるものとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 3 補助金の交付を受けた学生等は、当該交付を受けた年度内において、再び交付を受けることができないものとする。
 - 4 他の補助金と補助対象経費等を重複して本補助金を受け取ることはできないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする学生等は、補助事業に係る補助金交付申請書に必要な書類を添えて、活動等を開始する日の21日前までに村長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	活用例	補助率	限度額
報酬・報償費	○活動協力者（実施に必要な知識、情報、技術の提供等を行う者）の役務の提供に対する経費。	対象経費の10/10	1号活動：1事業あたり100万円 2号事業：1事業あたり30万円
旅費	○活動に必要な学生等の大潟村への移動、または村内での移動に要する経費（交通費、宿泊費）。		
消耗品費	○活動に必要な資材、消耗品等の購入経費。ただし、取得後概ね1年以内に消耗する物品又は短期間に消耗しないものの、その性質上長期間の使用に適しないもの及び取得価格が3万円未満のもの購入に要する経費		
印刷製本費	○活動にかかる資料等の印刷、製本に要する経費		
通信運搬費	○活動に直接必要な物品の運搬等（郵便、電話など）に要する経費		
使用料及び賃借料	○活動にかかる会場や物品等の賃借に要する経費。耐用年数が1年を超える物品や施設等の賃借に要する経費。		
その他研究に要する経費で村長が必要と認める経費	○活動の実施に必要な委託料等。ただし、食糧費や施設整備に係る経費を除く。		